牛トレーサビリティ制度

農家向けマニュアル

耳標の種類と装着方法

届出の仕組みと方法

届出（記録）の修正・取消

（独）家畜改良センター

個体識別部

平成27年3月

はじめに

独立行政法人家畜改良センターでは、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（略称：牛トレーサビリティ法）に基づき、農林水産大臣から委任を受け、牛の管理者（農家）等からの届出を受理し、牛個体識別台帳（全国データベース）に牛の出生・異動等の情報を記録・保存し、これらの情報をインターネットで公開しております。

新たに牛の管理者として牛の飼養を始められた（農家コードを取得された）方々等を対象に、牛トレーサビリティ法に基づく牛の（出生、転出・転入、死亡）届出等に関する「牛トレーサビリティ制度　農家向けマニュアル」を作成いたしました。

このマニュアルが、牛の管理者だけでなく、多くの畜産関係者にご活用いただき、牛トレーサビリティ制度の適切かつ円滑な推進の一助となれば幸いです。

目　　次

こんな時は、家畜改良センターに届出が必要です ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

【耳標の種類と装着方法】
（1）耳標の種類 ・・ 6

（2）耳標の装着方法 ・・・ 7

（3）耳標の配布方法 ・・・ 8

【届出の仕組みと方法】
（1）届出の仕組み ・・ 10

（2）届出方法 ・・・ 10
①届出Web ・・・ 11
②パソコン ・・・ 13
③電話音声応答（CTI） ・・・ 15
④携帯電話 ・・・ 17
⑤LO ・・・ 18
⑥ID連携（イントラ報告） ・・ 20
⑦FAX ・・ 22

（3）届出（報告）を農協等へ依頼する場合（代行報告について） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

【届出（記録）の修正・取消】
（1）届出（記録）の修正・取消 ・・・ 26

（2）修正の流れ ・・ 26

（3）修正・取消の手続について ・・・ 26

（4）受付から修正・取消までの日数 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30

（5）修正請求があった場合の確認依頼書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31

本マニュアルに関する注意事項 ・・・ 33

こんな時は、家畜改良センターに届出が必要です

牛が生まれたとき → **出生の届出**

- ●自分の農家コード
- ●牛に装着した耳標番号（個体識別番号）
- ●出生の年月日
- ●雌雄の別
- ●母牛の個体識別番号
- ●牛の種別（品種）

牛を譲り渡したとき（転出）
牛を譲り受けたとき(転入)
→ **異動（転出・転入）の届出**

- ●自分の農家コード
- ●牛の個体識別番号
- ●異動内容（転入又は転出）
- ●異動（転入又は転出）の年月日
- ●相手先（又は農協・家畜市場・家畜商等）の農家コード

牛が死亡したとき → **死亡の届出**

- ●自分の農家コード
- ●牛の個体識別番号
- ●死亡の年月日
- ●死亡牛の処分先のコード（※）

牛トレーサビリティ法に基づき、**届出（報告）は、牛の管理者である農家自身が行うことになっていますが、届出（報告）を農協等に依頼（代行報告）することも可能です。（P23参照）**

※　死亡した牛を化製場、家畜保健衛生所などに引き渡した場合、死亡牛の引渡し先（処分先）の名称、住所及び連絡先（具体的には、処分先のコード番号）の届出が必要になります。

※　処分先のコード番号がわからない場合は、お近くの農林水産省 地域センター又は（独）家畜改良センター個体識別部にお問い合せください。

耳標の種類と装着方法

耳標の種類と装着方法

（１）耳標の種類

牛トレーサビリティ法に基づく耳標については、以下の規格に適合するものであるかどうか、あらかじめ（独）家畜改良センターで審査を行っています。
①装着した後、容易に脱落しない構造であること
②取り外した後、再び装着できない構造であること
③個体識別番号が容易に判別できる色及び大きさであること
④個体識別番号が容易に消えない方法により表示されていること
審査に合格した耳標は、以下のとおりです。なお、合格した耳標には（独）家畜改良センターのロゴマーク「 NLBC 」が印字されています。

■　耳標（平成26年度の規格審査に合格した耳標）と耳標装着器（アプリケータ）の種類

種類（メーカー）	日本での取扱業者	適合するアプリケータとその特徴
オールフレックス	フジタ製薬（株） 連絡先： 顧客センター TEL：042-661-1970	〈オールフレックス〉 ロゴマーク Allflex 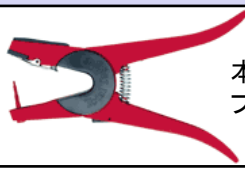 本体：赤 プラスチック部分：黒
ハプトナー	（株）トレデスト 連絡先： TEL：045-532-9080	〈ハプトナー〉 ロゴマーク rlh 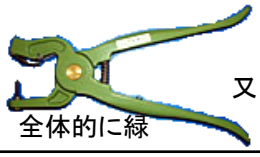 全体的に緑 〈オールフレックス〉 又は
ジータッグ	サージミヤワキ（株） 連絡先： TEL：03-3449-3711	〈ジータッグ〉 ロゴマーク ZEE TAGS 本体：黒 内側：紫
エスジー工業	エスジー工業（株） 連絡先： TEL：03-3554-5461	耳標装着マニュアル、耳標と各社装着器との関係については、送付される耳標に同封されている「耳標装着マニュアル」又は家畜改良センターHP（https://www.id.nlbc.go.jp/）をご参照ください。

1　耳標は、補助事業において毎年度入札により種類（メーカー）が決定されるため、必ずしも毎年同じ種類（メーカー）の耳標が同一農家に配布されるとは限りません。
2　アプリケーターによっては装着する場合に留意すべき点がありますので、新たな種類（メーカー）の耳標を装着する際には、耳標の箱（袋）に同封されている「耳標装着マニュアル」を良く読んで牛に装着するようお願いします。

【 アプリケータを新たに入手したい場合】

新規農家でアプリケータをお持ちでない方やアプリケータが壊れてしまった方は、所属団体※または都道府県の畜産主務課にご相談ください。（平成13年度に補助事業により配布されたアプリケータが残っている場合があります。）

所属団体、都道府県の畜産主務課にアプリケータが残っていなければ、配布された耳標に適合するアプリケータを取扱業者から直接ご購入願います。

注　意　肥育農家であっても、導入牛の耳標が脱落した場合、再発行耳標を装着する必要がありますので、耳標装着器（アプリケーター）の準備をしておいてください。

※所属団体とは、農家（管理者）に対する耳標配布などのとりまとめをしていただいている団体のことで、主に農協や畜産関係団体等が所属団体となっています。

（2）耳標の装着方法

注 意 新たな種類（メーカー）の耳標が配布される際には、耳標と一緒に耳標装着方法の説明書（耳標装着マニュアル）が同梱されますので、必ずご確認ください。

① 番号を確認し、耳標を準備してください。
耳標は雄タッグ、雌タッグで1セット（片耳分）になります。

② アプリケータの留め金の下に雌タッグを固定します。

③ アプリケータのピンに雄タッグを固定します。

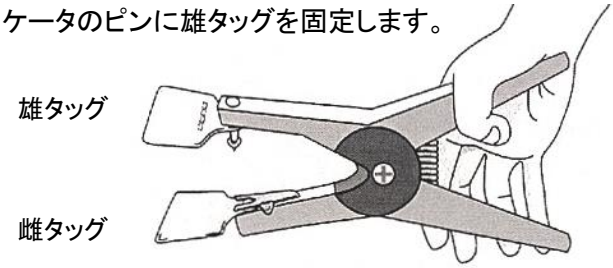

④ アプリケータに耳標をセットしたまま消毒液に浸します。

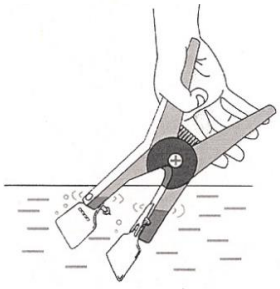

⑤ 耳殻の血管を避け、中央部に耳標を装着します。

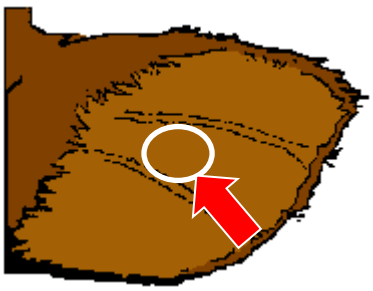

矢印で示した位置に正しく装着してください。

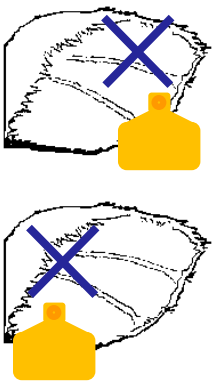

⚠ 耳標に穴を開けて、別の耳標を装着するのはおやめください。耳標脱落の原因になります。

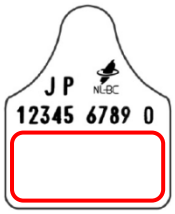

雄タッグ下段の空白スペースは自農場の管理番号等を自由に記入できるようになっております。

⚠ 適合しないアプリケータで耳標を装着しないようご注意ください。装着ミスや脱落の原因になります。

⚠ ハプトナー耳標を装着する場合は、耳標をアプリケータに対して直角にセットしてください。

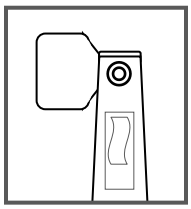

⚠ 雌タッグが正面に来るように装着してください（雄タッグは耳の後ろから前に向かって貫通させます）。雄と雌を逆に装着しないようご注意ください。耳標脱落の原因になります。

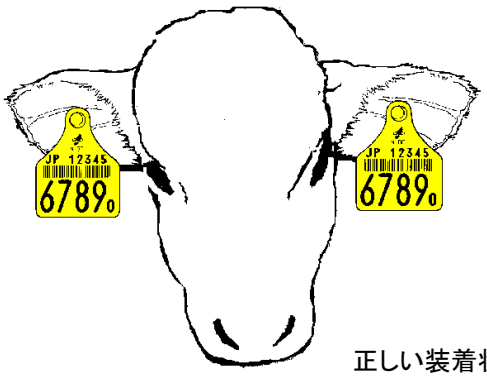

正しい装着状態

（3）耳標の配布方法

牛トレーサビリティ法による牛の個体識別のための耳標は、現在、（独）農畜産業振興機構の補助事業により、事業実施主体から牛の管理者（農家）に配布されています。

耳標には「通常耳標」と「再発行耳標」があります。

通常耳標は、牛が生まれた際に装着する耳標です。農家からの出生の届出頭数及び耳標の在庫状況に応じて配布されます。また、再発行耳標は、装着ミスや耳標の脱落によって同じ番号で再発行された耳標です。再発行請求を行うことで配布されます。

ア　通常耳標が必要な場合

通常耳標は農家からの出生の届出頭数及び耳標の在庫状況に応じて、年3回配布されています。在庫耳標が不足するような場合は、所属団体（農協等）にご相談ください。相談を受けた所属団体が他の農家又は所属団体で保管されている在庫耳標から耳標を調整（管理換え）します。

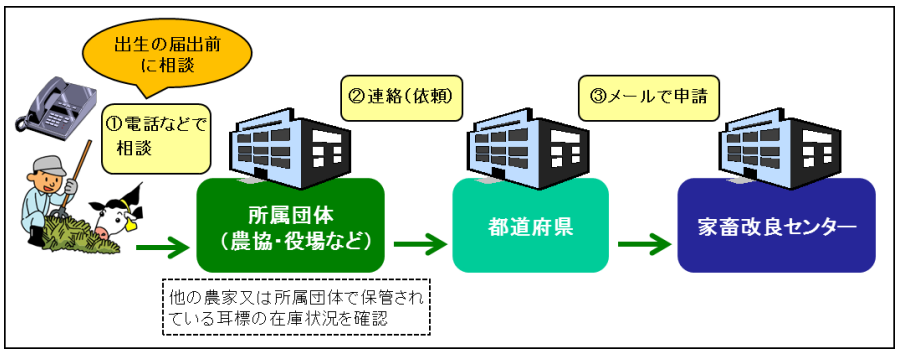

耳標の管理換えには、所属団体から各都道府県を通じて家畜改良センターに申請の手続が必要です。この手続を行わないと、出生の届出がエラーとなり、届出が受理されませんので、ご注意ください。

イ　再発行耳標が必要な場合

耳標が脱落又は破損した場合には、同じ番号で再発行された耳標を装着する必要があります。牛の管理者は速やかに耳標の再発行請求（P10参照）を行ってください。

なお、再発行耳標は所属団体に送付されますが、**請求から約3週間程度**かかりますので、早めに請求するようお願いします。

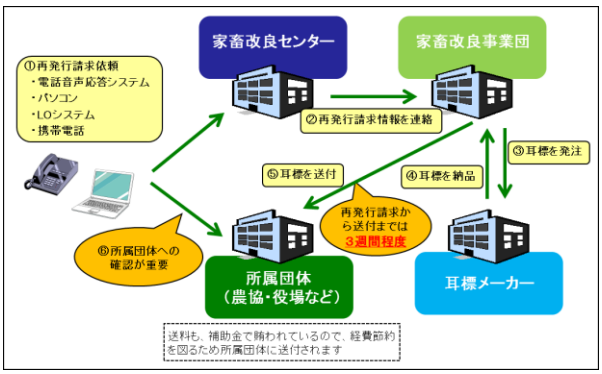

【耳標配布に関するお問い合わせ先】
（一社）家畜改良事業団　情報分析センター　家畜個体識別センター
TEL：0248-48-0592　FAX：0248-48-0593

（参考）耳標が脱落した場合等の担保措置

両耳に耳標が装着されていない牛は譲渡し等又は譲受け等を行ってはならないこととされていますが、出荷直前又は輸送中に耳標が脱落したとき等、やむを得ない場合には可能となっております。その場合、牛の管理者は、脱落した耳標又は当該個体識別番号を記載した札を当該牛の耳以外の部分にひも等で取り付ける等、当該牛の個体識別番号の表示・伝達を確実に行うための措置を講じなければなりません。

※　詳しくは、最寄りの農林水産省 地域センターにお問い合わせください。

届出の仕組みと方法

届 出 の 仕 組 み と 方 法
（詳しくは、各届出方法の紹介をご覧ください）

（1）届出の仕組み

牛の管理者、農協、家畜市場、と畜場、輸入者など

出生、輸入、異動（転出・転入）、死亡、とさつ

耳標再発行

届 出

請 求

牛個体識別台帳（全国データベース）

・エラーチェック後、届出当日に登録
（FAXによる届出は、届出から登録まで1週間程度）
・登録後は、インターネットで検索可能

・受付後、耳標業者から所属団体を通じて配布
・**再発行請求受付から到着まで3週間程度必要**

登録されたことを通知（音声、メール等）
※FAXによる届出は、出生のみ個体識別番号決定通知書をFAXで送信

届出した内容が正しく登録されたことを確認してください！

（2）届出方法

届出手段	対象者	主な仕組み	登録当日	出生	輸入	転入転出	死亡	とさつ	再発行耳標	修正
①届出Web※3,5	農家、農協、家畜市場、と畜場、輸入者等	Webサイトの専用フォームから複数頭を一括で届出	●	●	●※4	●	●	●	×	×
②パソコン	農家、農協等	Webサイトの専用フォームから届出	●	●	×	●	●	×	●	●
③電話音声応答（CTI）	農家	プッシュフォンで届出	●	●	×	●	●	×	●	×
④携帯電話	農家	携帯電話用Webサイトの専用フォームから届出	●	●	×	●	●	×	●	×
⑤LO※3	農協、家畜市場、大規模農家、輸入者等	専用ソフトとインターネット（メール）により複数頭を一括で届出	●※1	●	●	●	●	●	●	×
⑥ID連携（イントラ報告）※3	と畜場、家畜市場、大規模農家等	専用ソフトとインターネット（VPN回線）により複数頭を一括で届出	●※1	●	×	●	●	●	●	×
⑦FAX	農家、農協等	報告カードをFAXで送信して届出	×※2	●	●	●	●	●	×	×

※1　届出時刻によっては、登録が翌日になる場合があります。
※2　FAXによる届出は手作業で入力しているため、登録まで1週間程度かかります。FAX以外の届出手段のご利用をお勧めします。
※3　届出Web、LO、ID連携（イントラ報告）は、利用者（対象者）により、利用できる機能が異なります。
※4　代行（輸入代理店）による届出はできません。
※5　届出Webは、平成26年4月サービス開始。

① 届 出 W e b （平成26年4月サービス開始）

詳細はこちら → https://www.id.nlbc.go.jp/data/wns.html

こんな方にお勧め

1. 複数頭の届出を行う方
2. スマートフォンやタブレット型PCから行う方
3. 家畜市場取引の報告、輸入の届出、とさつの届出を行う方　など

(ア) 仕組み

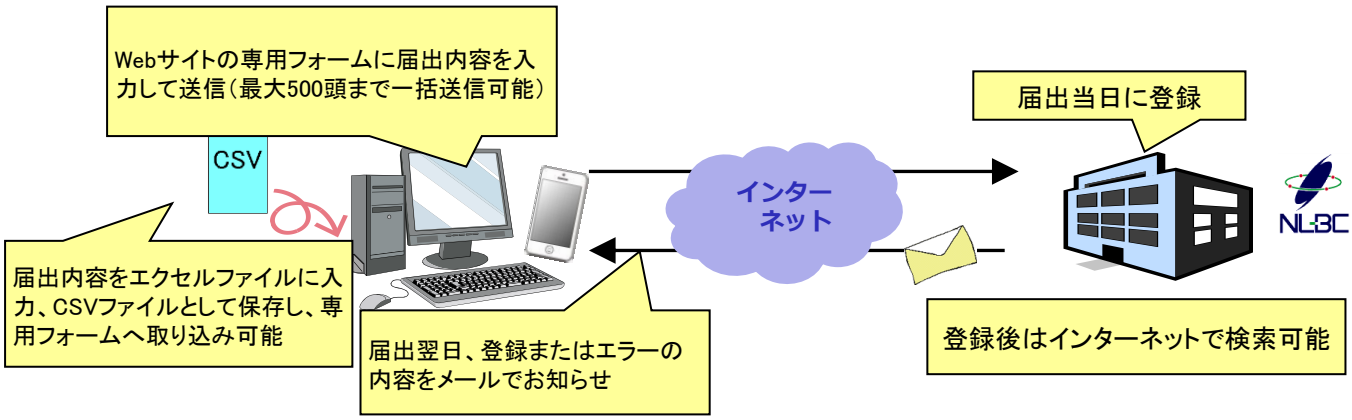

(イ) 主な特徴

① Webサイトの専用フォームに牛（最大500頭まで）の届出内容を入力し、一括送信できます。
② 届出内容を入力したCSVファイルを専用フォームに取り込むことができます。
③ 届出当日に登録されます。
④ 登録・エラーの内容は、メールでお知らせするほか、届出Webの画面上で確認したり、ダウンロードすることもできます。
⑤ 家畜市場からの市場取引の報告、輸入者からの輸入の届出、と畜場からのとさつの届出も可能です。
⑥ スマートフォンやタブレット型PCでもご利用いただけます。

トップ画面

異動の届出画面

※ **上記はシステム画面の一例です。**

詳しくご覧になりたい方は、こちらのページで操作マニュアルがご覧いただけます。

→ https://www.id.nlbc.go.jp/data/wns.html

(ウ) 利用方法

● 利用されたい方は(独)家畜改良センター個体識別部のホームページ（https://www.id.nlbc.go.jp/）にアクセスし、画面右下にあります届出Webシステムの「ご利用はこちら」をクリックし、「初めてご利用の方へ」から利用登録をすることでお使いいただけます。

※ 利用登録する際、農場で飼養している牛の個体識別番号を1頭入力する必要があります。新規就農等で牛の届出を行ったことがない方は、最初の届出を電話音声応答(P15参照)によって行い、牛の個体識別情報検索サービスで登録されたことを確認後、届出Webシステムの利用登録を行ってください。

※ 農協、家畜市場、と畜場等、飼養している牛がいない方は、利用申込書に必要事項を記入して家畜改良センターへメールまたは郵送にてお送りください。
利用申込書の入手、送信先については、
(独)家畜改良センター個体識別部のホームページ
届出(報告)システムについて
(1)届出Web
(https://www.id.nlbc.go.jp/data/wns.html)
へアクセスしてください。

(独)家畜改良センター個体識別部のホームページ
(https://www.id.nlbc.go.jp/)

(エ) 注意事項

1. パスワードはメールでお送りします。(メールを受信できる環境を準備の上、利用登録を行ってください。)
2. メールアドレスはパソコン報告システムと共通になります。届出Webシステムの利用登録を行いますと、パソコン報告システムのメールアドレスは、届出Webシステムのメールアドレスへ変更されます。
3. パソコン報告システムの利用登録を行っていない方が、届出Webシステムの利用登録を行いますと、パソコン報告システムも同時に利用登録されます。
4. 一つのメールアドレスを複数の農家コードで登録することはできません。複数の農場(農家コード)をお持ちの場合は、代表の農家コードを決めていただき、他の農家コードによる届出については、代表の農家コードから代行届出機能(ログインした農家コードとは別の農家コードの届出を行う機能)を利用して届出を行ってください。

   代行届出機能を利用するには、家畜個体識別代行報告システム利用規約を遵守することに同意の上、利用申請書を(独)家畜改良センターに郵送してください。(P23参照)

   【申請書郵送先】

   〒961-8511 福島県西白河郡西郷村大字小田倉字小田倉原1

   (独)家畜改良センター　個体識別部　あて

② パ ソ コ ン

詳細はこちら → https://www.id.nlbc.go.jp/pc/help.html

こんな方にお勧め

1. 個体識別台帳に登録されたことを確実に把握したい方
2. 農場内で飼養している牛や在庫耳標を確認したい方
3. 耳標の再発行請求や届出(記録)修正請求を行いたい方　など

(ア) 仕組み

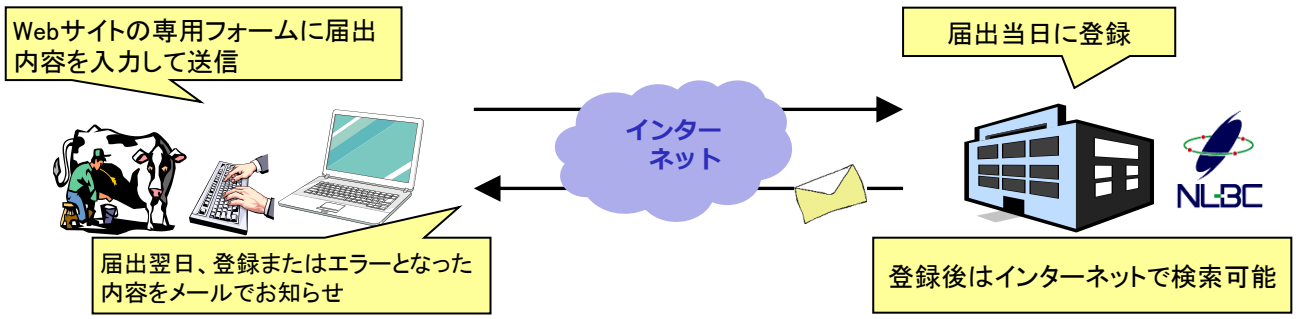

(イ) 主な特徴

① Webサイトの専用フォームに牛の届出内容を入力し、送信します。

② 届出当日に登録となります。

③ 農場内に繋養している牛、在庫耳標のリストの閲覧及びダウンロードを行うことができます。

④ 自分で届出した内容の修正請求を行うことができます。

⑤ 耳標の再発行請求を行うことができます。

⑥ 牛の個体識別番号決定通知書を再取得できます。

⑦ 牛の管理者情報(住所、連絡先、所属団体等)を確認できます(次ページ「(エ)注意事項」参照)。

⑧ 届出の翌日、登録又はエラーとなった内容をメールでお知らせします。

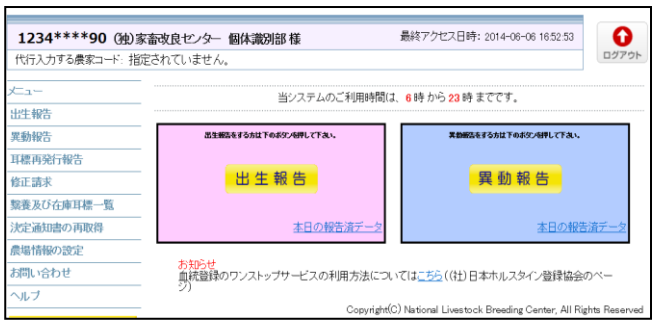

トップ画面

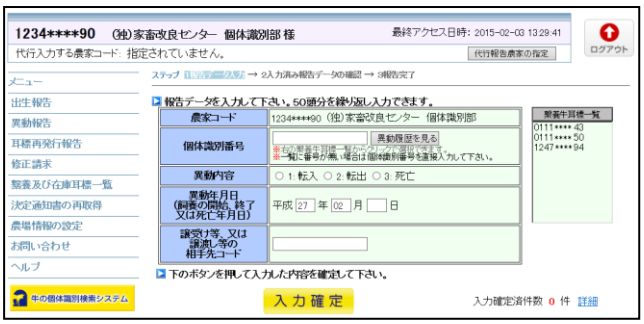

異動の届出画面

※ **上記はシステム画面の一例です。**

詳しくご覧になりたい方は、こちらのページで操作マニュアルがご覧いただけます。

→ https://www.id.nlbc.go.jp/pc/help.html

(ウ) 利用方法

● （独）家畜改良センター個体識別部のホームページ（https://www.id.nlbc.go.jp/）にアクセスし、画面右下にありますパソコン報告システムの「ログイン（報告画面へ移動）」をクリックし、「初めてご利用の方へ」から利用登録をすればお使いいただけます。

※ 利用登録する際、農場で飼養している牛の個体識別番号を1頭入力する必要があります。新規就農等で牛の届出を行ったことがない方は、最初の届出を電話音声応答（P15参照）によって行い、牛の個体識別情報検索サービスで登録されたことを確認後、パソコン報告システムの利用登録を行ってください。

● パソコン報告システムの操作手順につきましては、

届出（報告）システムについて
（2）パソコン

のページに操作マニュアルがございますので、ご利用ください。

（独）家畜改良センター個体識別部のホームページ
（ https://www.id.nlbc.go.jp/）

(エ) 注意事項

1. パスワードはメールでお送りします。メールを受信できる環境を準備の上、利用登録を行ってください。
2. 届出Webシステムを併用される場合、メールアドレスは共通になりますが、パスワードは別となります。
3. パソコン報告では、利用者の個人情報の閲覧や変更、繋養牛の情報が取得できるようになっています。ご利用にあたっては、パスワードの取り扱いに十分ご注意くださるようお願いします。
4. 農協等他者へ届出を依頼する場合は、本冊子の「（３） 届出（報告）を農協等へ依頼する場合（代行報告について）」（P23参照）をご覧ください。

③ 電 話 音 声 応 答（C T I）

詳細はこちら　→　https://www.id.nlbc.go.jp/tel/help.html

届出内容を急いで登録したい場合におすすめです。

(ｱ) 仕組み

音声案内に従いプッシュフォンを操作して届出

公衆回線

入力後、確認のため、届出内容を音声で復唱

ほとんどのエラーは、届出時点でチェック

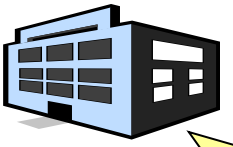

届出当日に登録

(ｲ) 主な特徴

① 音声案内に従い電話機（プッシュフォン）を操作することで届出（報告）できます。

② 届出当日に登録となります（とくに登録をお急ぎの場合におすすめします）。

(ｳ) 利用方法

◆こちらの番号へ電話をかけます。（自動で音声が流れます）

１８６－００３７－８０－１７７７

または、１８６－０２４８－４８－０５９４（携帯・IP電話の場合）

※ ダイヤル回線の場合は、電話機本体のスイッチや【*】を押すなどして、トーン信号が発信可能な状態にしてください。

登録された電話番号の場合

◆ご自身で管理している牛の届出を行う場合は
【1】【＃】を入力

◆代行による届出を行う場合は 【2】【＃】 を入力

◆代行する管理者（ご自身以外）の
【農家コード】【＃】
【パスワード】【＃】を入力

登録された電話番号以外の場合

◆届出する管理者（ご自身）の
【農家コード】【＃】
【パスワード】【＃】を入力

農家コード取得の際に登録された電話番号以外からご利用の場合、農家コードとパスワードの入力が必要になります。

◆メニュー番号を選択入力

出生は 【1】【＃】、 転入は 【2】【＃】、 転出は 【3】【＃】、 死亡は 【4】【＃】、 耳標再発行は 【5】【＃】、
パスワード変更は 【6】【＃】 を入力　以降、音声案内に従い届出を続けてください。

詳しい操作手順はこちらのページにございます。　→　https://www.id.nlbc.go.jp/tel/help.html

●注意事項

１．登録された電話番号（ご自宅の電話番号等）以外からの利用について

農家コードを取得する際に登録された電話番号以外からのご利用の場合、**パスワードの入力が必要です。**

なお、パスワードは電話音声応答から変更することができますので、セキュリティ確保のためパスワードの変更をお勧めします。

２．ダイヤル回線について

ダイヤル回線の場合は、トーン信号が発信するよう切り替える必要がありますので、電話機本体の切り替えスイッチや「＊」を押すなど※して「ピッ、ポッ、パッ」と音が出るよう設定をお願いします（※詳しくは、お使いの電話機の取扱説明書等を参照ください）。

●よくあるお問い合わせ

１．パスワードが変更されて電話音声応答が利用できない

パソコン及び携帯電話での報告（以下「Web報告」といいます。）の利用登録を行いますと、電話音声応答の**パスワードが自動変更され、Web報告のパスワードと同一**になります。

新しいパスワードについては、Web報告利用登録の際に入力したメールアドレスあてに送信されています。

なお、届出Webシステムの利用登録の場合、パスワードは変更されません。

２．登録されている電話番号の変更について

転居等で電話番号が変更となった場合や、携帯電話の番号へ変更されたい場合等は、お近くの**農林水産省 地域センター**へご相談いただき、農家コード取得時に登録された電話番号の変更手続きを行ってください。

登録された電話番号から電話音声応答をご利用いただくと、基本的にパスワードの入力は必要ありません※。

※複数の農場等に同じ電話番号を登録されている場合はパスワードの入力が必要です。

④ 携 帯 電 話

詳細はこちら → https://www.id.nlbc.go.jp/data/keitai.html

※携帯電話の操作については、機種毎に異なりますので、携帯電話ショップなどにお問い合わせいただくようお願いします。

携帯電話のカメラ（ﾊﾞｰｺｰﾄﾞﾘｰﾀﾞｰ）で読み取ってください。

(ア) 仕組み

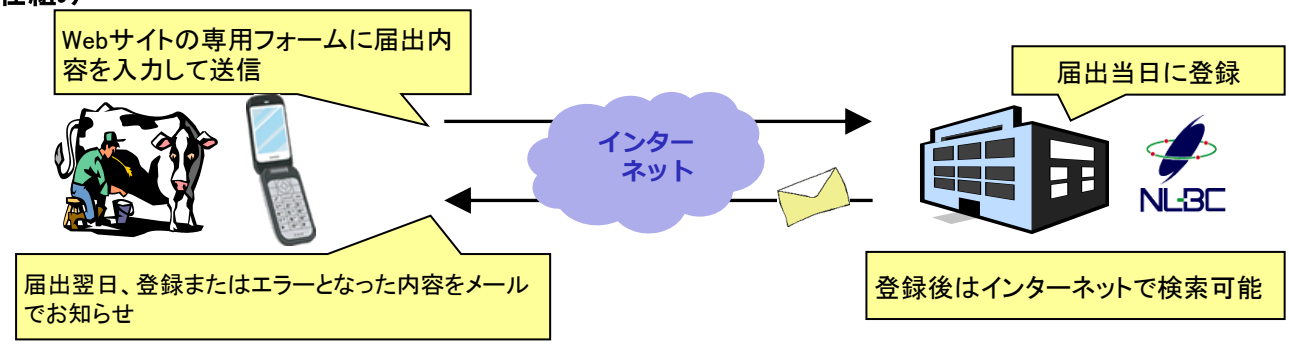

(イ) 主な特徴

① 携帯電話用Webサイトの専用フォームに牛の届出内容を入力し、送信します。
② 牛舎や農場、外出先から届出することができます。
③ 届出当日に登録となります。
④ 農場内に繋養している牛、在庫耳標のリストを閲覧することができます。
⑤ 耳標の再発行請求を行うことができます。
⑥ 届出の翌日、登録又はエラーとなった内容を電子メールでお知らせします。

(ウ) 利用方法

http://www.id.nlbc.go.jp/report/ へアクセスしてください。

上記バーコード（QRコード）を使ってアクセスすることもできます。

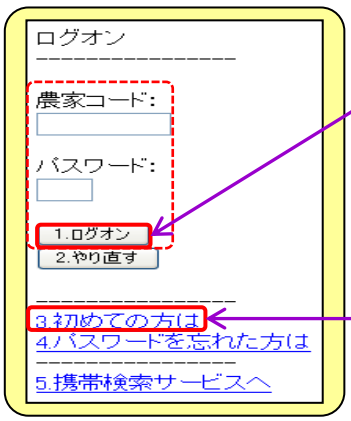

利用登録済みの方は、農家コードとパスワードを入力し、ログオンボタンを押してください。

初めてご利用の方は、こちらより利用登録を行ってください（**パソコン報告システムの利用登録済みの方は、利用登録不要です**。パソコン報告システムのパスワードでご利用いただけます）。

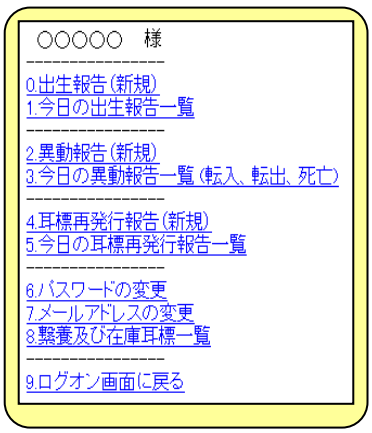

ログオンするとこのような画面になります。

利用したいメニューを選択し、届出等行ってください。

詳しい操作手順はこちらのページにございます。 → https://www.id.nlbc.go.jp/data/keitai.html

⑤　ＬＯ

詳細はこちら　→（https://www.id.nlbc.go.jp/data/lo.html）

(ア) 仕組み

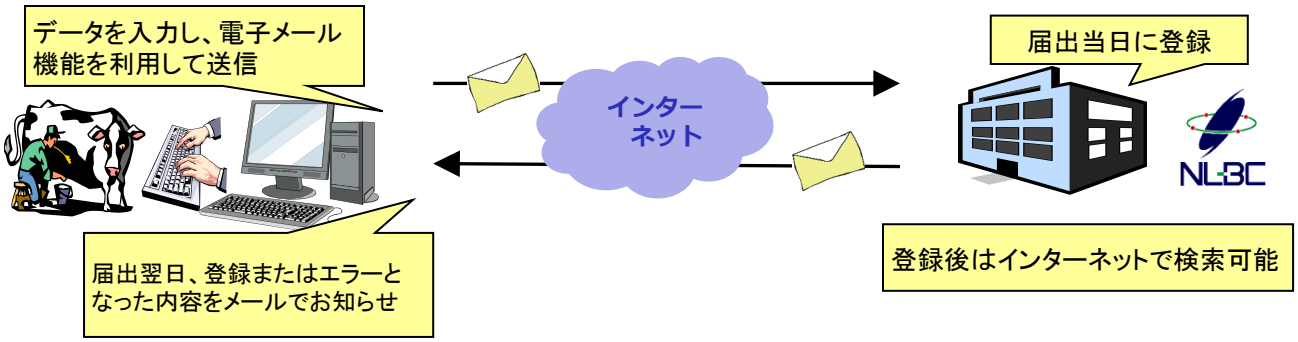

(イ) 主な特徴

① 複数頭の届出内容を入力し、電子メール機能を利用して届出（報告）するシステムです。

② 届出当日中に登録となります。

③ 耳標の再発行請求が行えます。

④ 登録・エラーの内容は、届出の翌日にメールでお知らせします。

⑤ ハンディターミナル等※を利用して、耳標のバーコードから個体識別番号を読み取り、パソコンに取り込むことができます。

※推奨機種については、P21の「●注意事項」を参照してください。

なお、LOでは個体識別番号の読み取りにスマートフォンをご利用できません。

データ入力画面の例（異動報告カード画面です）。

(ウ)利用方法

① 利用するには、専用のソフトとファイル(ユーザー登録キーファイル)が必要になります。

② こちらのページの「 2.利用手続き 」より利用申請書を入手の上、必要事項を記入、押印し、家畜改良センターあてに郵送してください。

→URL: https://www.id.nlbc.go.jp/data/lo.html

郵送先: 〒961-8511 福島県西白河郡西郷村大字小田倉字小田倉原1
(独)家畜改良センター 個体識別部 あて

③ ユーザー登録キーファイルは家畜改良センターにて作成し、メールでお送りします(ファイル名: LO_SYS.KEY というファイルをメールに添付してお送りします)。専用のソフトおよびマニュアルはこちらのページからダウンロードできますので、ユーザー登録キーファイルが届きましたら、ご自身でセットアップを行ってください。

→URL: https://www.id.nlbc.go.jp/manual/lo2.html

なお、LOの動作環境は以下のとおりです。

・OS: Windows Vista、 Windows 7、 Windows 8、Windows 8.1

●注意事項

1. ユーザー登録キーファイルがメールで届きましたら、所定の場所へ保存してください。
   保存場所は、通常、マイコンピューター → Cドライブ → LO_SYSTEM → BIN フォルダ内 です。
   なお、ユーザー登録キーファイルを開くことはできません。
2. LOを複数のパソコンにインストールして利用すると、届出したデータが登録されない等トラブルの原因となることがあります。
3. Webメールではお使いいただけません。

●よくあるお問い合わせ

1. メールアドレスの変更について

LOで利用しているメールアドレスが変更になる場合は、ユーザー登録キーファイルも変更する必要があります。
専用の「お問合せ様式」へ必要事項を記入して、(独)家畜改良センター(id@nlbc.go.jp)に送信しご連絡ください。
「お問合せ様式」は、こちらのページの4. より入手できます。
→URL : https://www.id.nlbc.go.jp/data/lo.html

2. 「センターへの通信に失敗しました」というメッセージが表示された場合

LOの環境設定が正しく入力されていない可能性があります。
詳しくは、こちらのページを参照の上、設定をご確認ください。
→URL : https://www.id.nlbc.go.jp/pdf/lo_trouble.pdf
なお、お使いのメールの送信環境は、契約しているプロバイダーまたは組織内のネットワーク担当の方にご確認いただくようお願いします。

⑥ ＩＤ 連 携（イ ン ト ラ 報 告）

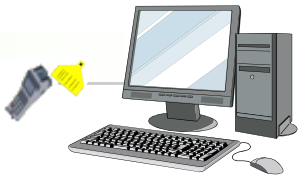

詳細はこちら　→（https://www.id.nlbc.go.jp/data/IDS.html）

(ア) 仕組み

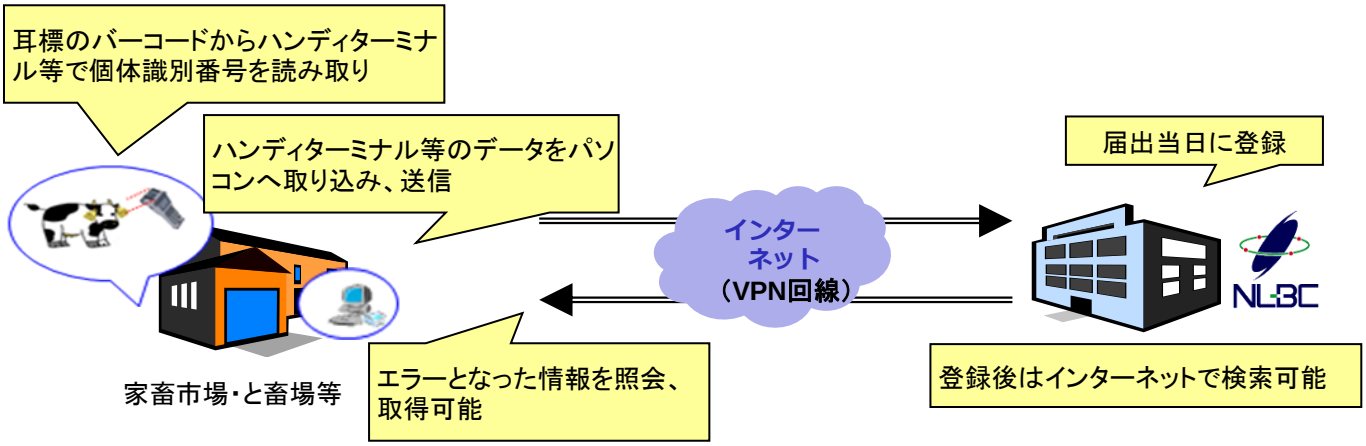

(イ) 主な特徴

① ハンディターミナルやスマートフォン等を用いて、耳標のバーコードから個体識別番号を読み取り、パソコンに取り込むことができます。

※推奨機種については、P21の「 ●注意事項」を参照してください。

② VPN回線を利用して、牛の履歴情報を検索および取得することができます。

③ おもに、家畜市場、と畜場で利用されています。

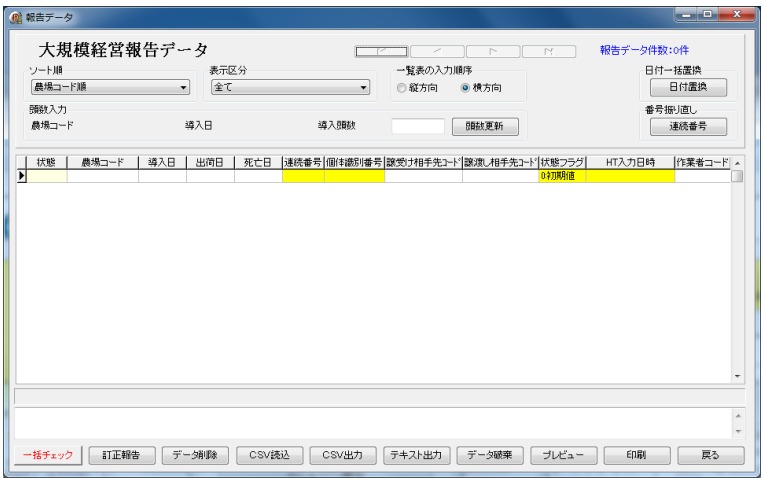

データ表示（入力）画面の例（異動の届出用の画面です）。

(ウ)利用方法

① 利用するには、専用のソフトが必要になります。

② 専用のソフトは、補助事業により事業実施主体から利用者へ無償貸与されます。利用を希望する方は、事業実施主体へお問い合わせください(お問い合わせ先は本頁下をご覧ください)。なお、申請書は、こちらのページでも入手できます。

→URL: https://www.id.nlbc.go.jp/data/IDS.html

③ 申請書を提出しますと、事業実施主体から、専用ソフト、マニュアル、ネットワークに関する案内等が送付されます。

④ 専用ソフトのセットアップは、事業実施主体からサポートを受けてご自身で行っていただくこととなっています。

なお、ID連携(イントラ報告)の動作環境は以下のとおりです。

・OS: **Windows Vista、 Windows 7、 Windows 8、Windows 8.1**

●注意事項

1. 専用ソフト以外の物品(ハンディターミナル等)は利用者にて購入していただくことになります。
2. ハンディターミナル等の推奨機種は以下のとおりです。これ以外の機種の動作確認、検証は行っておりません。
   - **●ALF ARK-7000X(株式会社アルフ)**
   - **●Pocket@iEX (NECインフロンティア株式会社)**
3. 推奨機種以外のハンディターミナル等をご使用された場合の不具合やバーコードの読み取りエラー等については、サポート対象外となります。
4. ネットワーク回線の経費等、ご利用に当たって発生する経費は全て利用者で負担していただくことになります。

(情報提供元:(一社)家畜改良事業団 情報分析センター 家畜個体識別センター)

●よくあるお問い合わせ

1. ハンディターミナル等の物品や、スマートフォン用アプリの入手方法について

事業実施主体まで、お問い合わせください。

2. ハンディターミナル等の物品の不具合等について

上記「●注意事項」に記載の推奨機種については、事業実施主体へお問い合わせください。それ以外の機種については、各メーカーへお問い合わせ願います。

3. パソコン及びネットワークの変更について

利用開始後、パソコンやネットワークの変更をされる場合は、ID連携(イントラ報告)の再セットアップ等が必要となります。変更の2～3週間前に事業実施主体へご相談いただくようお願いします。

【お問い合わせ先】
(一社)家畜改良事業団 情報分析センター 家畜個体識別センター
TEL:0248－48－0592

⑦ ＦＡＸ

詳細はこちら　→（ https://www.id.nlbc.go.jp/data/fax.html ）

(ｱ) 仕組み

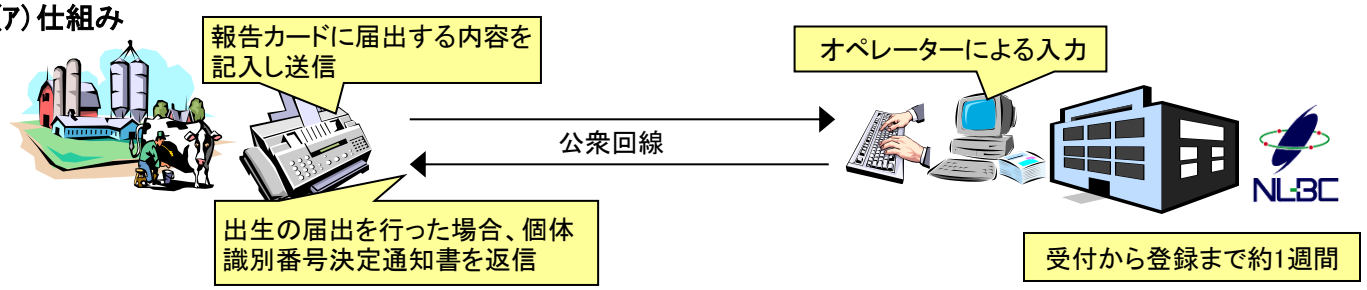

(ｲ) 主な特徴

① 報告カードに届出内容を記入しFAXで届出（報告）するシステムです。
（報告カードに届出内容を記入して郵送されたものは受付していません）
② 報告カードは、1頭ごとに報告する様式、複数頭数（10頭まで）を一括して報告する様式があります。
③ FAXの内容はオペレーターが入力しているため、受付から登録まで1週間程度かかります。

(ｳ) 利用方法

専用の報告カードに届出する内容を記入し、以下の番号へFAXしてください。

FAX：186-0037-80-2525（専用ダイヤル）

FAX：186-0248-48-0593（上のFAX番号がつながらない場合）

●注意事項

１．送信ミスの防止について

① 裏面で送信されている場合があります。表面、裏面をよく確認してから送信してください。
② 複数枚送信する場合、2枚重なって送信されていることがあります。
③ 送信された後は「送信エラー」となっていないか確認し、「送信エラー」であれば、再度送信してください。

２．報告カードの入手方法

報告カードは、通常耳標と一緒に同梱して配布されていますが、報告カードの在庫が少なくなった場合は、コピーして使用してください。又は、最寄の農林水産省 地域センター等にも保管されておりますので、お問い合わせください。

なお、報告カードはこちらのページからも入手できます。

→URL：https://www.id.nlbc.go.jp/data/fax.html

３．届出（報告）後、１週間経過しても登録が確認できない場合

（独）家畜改良センターにお問い合わせください。

TEL：186－0248－48－0596

なお、**早く確実に登録されたい方は、届出Webシステム、パソコン報告システム、電話音声応答システム等をご利用いただくことをお勧めします**。

（３）　届出（報告）を農協等へ依頼する場合（代行による届出について）

牛トレーサビリティ制度では、牛の管理者（農家）自身が届出（報告）を行うことになっております。しかし、届出（報告）行為を農家から農協等に依頼し、依頼を受けた農協等が代わって届出することも可能です。

代行で届出をする場合は、**農家と農協等との間で、あらかじめ書面（代行報告依頼書）を取り交わしておいてください**（下記記載例参照）。

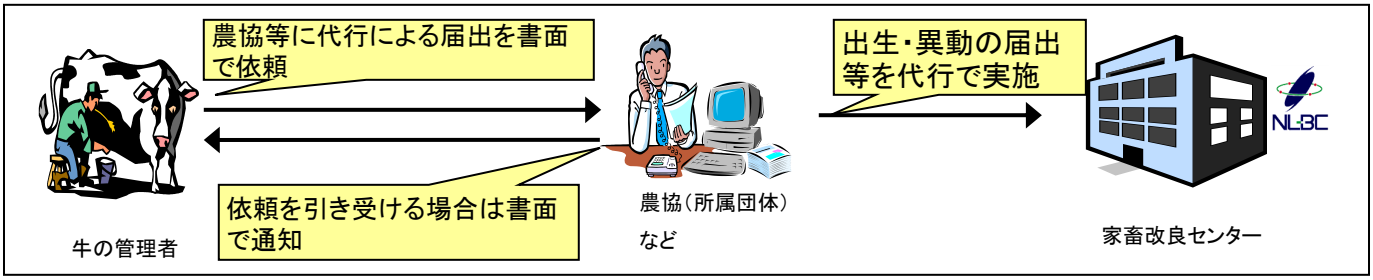

●代行報告依頼書の記載例について

代行報告依頼書

平成　年　月　日

○○農協（△△協会等）
組合長（会長等）○○ ○○　殿

依頼者氏名又は名称　　印
住　所
電話番号

「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」（平成15年法律第72号。以下「法」という。）に基づく牛個体情報の届出について、平成○年○月○日から平成○年○月○日まで、貴農協（協会）に代行していただくことを依頼します。

代行報告依頼引受書

平成　年　月　日

○○○○　殿

○○農協（△△協会等）
組合長（会長等）　　印
住 所
電話番号

平成○年○月○日付けにて依頼された代行報告依頼を引き受け、平成○年○月○日から平成○年○月○日まで代行報告を行います。
また、依頼された代行報告についてはその都度結果を報告いたします。

（正副2部用意し、依頼者側と代行報告者側で保存をする。）

① 上記は記載例です。代行で届出を行う場合は、農家と農協等との間でトラブルが起きないよう、記載内容について双方で内容を確認し、書面で取り交わしておくようお願いします。

② なお、取り交わした書面（代行報告依頼書）を（独）家畜改良センターに提出する必要はありません。各農協等で保存しておいてください。

●代行による届出を引き受ける農協等へ

① **届出Web、パソコン報告、携帯電話報告**、および**ＩＤ連携（イントラ報告）**にて代行で届出を行う場合は、**（独）家畜改良センターへ「家畜個体識別代行報告システム利用申請書」の提出が必要**です。

詳しくはこちら　→　https://www.id.nlbc.go.jp/data/syorui_dairi.html

② 届出（報告）の内容に間違いの無いよう確認を行うとともに、農家との間にトラブルが起きないよう、上記記載例を参照し、**代行で届出することについて農家と書面で取り交わしておく**ようお願いします。

③ 農家の**個人情報の取扱いに十分ご注意**くださるようお願いします。

届出（記録）の修正・取消

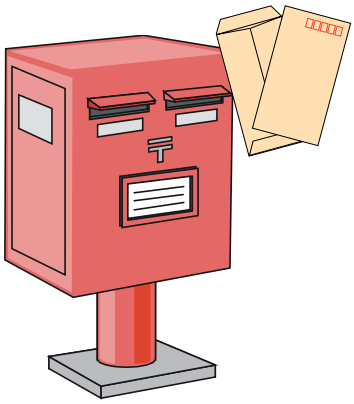

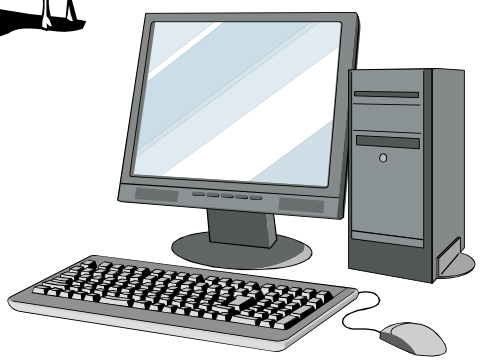

届出(記録)の修正・取消

（１）届出（記録）の修正・取消

牛の管理者（農家）は、自分が管理している牛について、牛個体識別台帳（全国データベース）に登録されている出生・異動履歴の記録を修正又は取消する場合には、（独）家畜改良センターに修正・取消の申出（請求）を行う必要があります。

※　修正とは、牛個体識別台帳（全国データベース）に登録されている出生・異動履歴を消去し、出生又は異動の再届出を行うこと。

※　取消とは、牛個体識別台帳（全国データベース）に登録されている出生・異動履歴を消去すること。

(2)修正の流れ

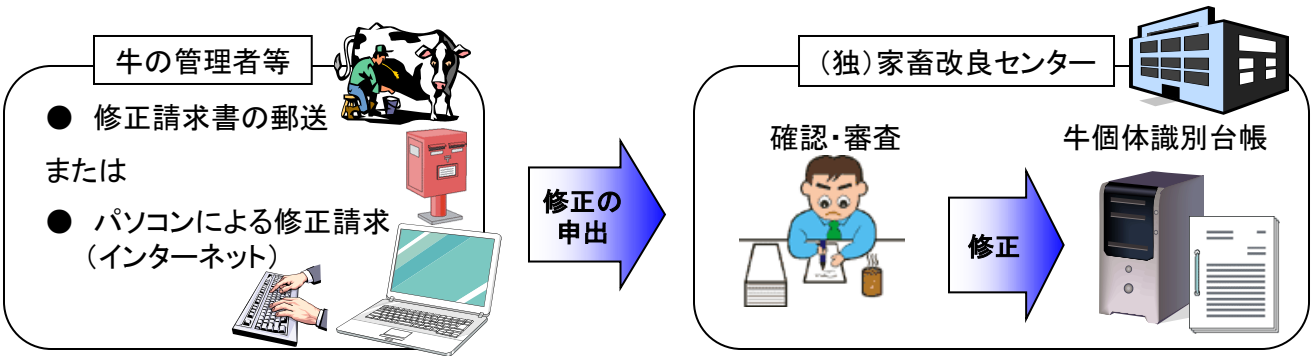

（３）修正・取消の手続について

ア　郵送による方法

牛の管理者（農家）は、届出（記録）を修正・取消するときは、申出書（修正請求書）に必要事項を記載し、捺印の上、（独）家畜改良センター個体識別部宛に郵送してください。（ＦＡＸでの受付を行っておりません。お急ぎの方は、農林水産省 地域センターにご相談願います。）

（申出書(修正請求書)は、(独)家畜改良センターのホームページから入手可能です。
詳細はこちら → https://www.id.nlbc.go.jp/data/syusei.html）

自分が届出を行った記録の修正・取消を行う場合は、別紙1(記入例はP27①参照)、他の牛の管理者(農家)が届出を行った記録の修正・取消を行う場合は、別紙2(記入例はP28②参照)です。なお、別紙2で修正の申出を行う場合は、正しい内容を証明するための書類(血統登録証の写し等)の添付が必要です。

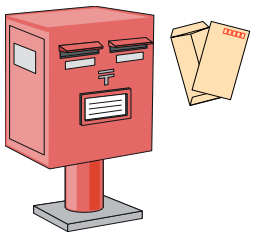

【申出書（修正請求書）の郵送先】

〒９６１－８５１１
独立行政法人　家畜改良センター　個体識別部
（上記のとおり、住所を省略して記載しても郵送されます。）

記入例

①　牛の出生・異動等の届出を行った方が、その届出（記録）の修正・取消を行う場合

別紙１に下記記入例を参照のうえ必要事項を記入し、（独）家畜改良センター個体識別部宛に郵送してください。
（郵送の宛先：P26参照）
（様式：　https://www.id.nlbc.go.jp/pdf/Procedure_and_employment_1.pdf）

別紙１（第３条第１項関係）（自らが届け出た事項の修正）

牛個体識別台帳の記録の修正請求書

平成　　年　　月　　日

独立行政法人家畜改良センター理事長　殿

請求者の氏名、住所及び農家コードの記入と捺印をしてください。

氏名又は名称　（代表者を含む）
西郷　太郎　　西郷 印

住所　**福島県西白河郡西郷村小田倉原１**

管理者等のコード番号　**0 2 4 8 4 8 0 5 9 5**

牛個体識別全国データベースの記録の修正等に関する手続（平成２２年３月１日付け２１独家セ第１６３５号）第３条第１項の規定により、自らが届け出た事項について、誤りのあった記録を取り消すとともに、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法第８条、第１１条及び第１３条に基づき届け出ます。

記

1の項目に個体識別番号を記入してください。
2の該当する項目（※）に○を付け、「修正前の誤った記録」の欄に誤った記録を記入し、「修正後の正しい記録」の欄に正しい記録を記入してください。
※該当する項目が無い場合は「8その他」に○を付け、（　）に修正内容を記入してください。

1　記録の修正を行う牛の個体識別番号

9	1	7	1	7	1	7	1	7	5

2　修正の内容（該当する項目に○を付ける。）

（1）生年月日　　2 雌雄の別　　3 母牛個体識別番号　　4 種別
5 転入日　　6 転出日　　7 死亡日　　8 その他（　　）

修正後の正しい記録（取消の場合は「取消」と記入する）	修正前の誤った記録（現在の記録の内容を記入する。）
平成２２年３月１日	平成２２年２月１日

3　連絡先（電話番号、ＦＡＸ番号、Ｅメールアドレス）

TEL　0248-48-0596
FAX　0248-48-0581

問い合わせをさせていただくことがありますので、連絡可能な連絡先をご記入ください。

4　その他

その他、参考となる事項がありましたらご記入ください。

（日本工業規格Ａ４）

記入例

② 牛の管理者(農家)が、他の牛の管理者(農家)の届出(記録)の修正・取消を行う場合

別紙２に下記記入例を参照のうえ必要事項を記入し、修正等の請求内容を証明する書面を添付し、（独）家畜改良センター個体識別部宛に郵送してください。（郵送の宛先：P26参照）

※　修正等の請求内容を証する書面とは、**子牛登記証明書・登録証明書・授精証明書・種付証明書・受精卵移植証明書**等をいいます。

（様式：　https://www.id.nlbc.go.jp/pdf/Procedure_and_employment_2.pdf）

別紙２（第３条第３項関係）（他の管理者が届け出た事項の修正）

牛個体識別台帳の記録の修正請求書

平成　　年　　月　　日

独立行政法人家畜改良センター理事長　殿　**請求者の氏名、住所及び農家コードの記入と捺印をしてください。**

氏名又は名称（代表者名を含む）

原　はじめ　原　印

住所　**福島県西白河郡西郷村小田倉原１**

管理者等のコード番号　**0 2 4 8 2 5 2 6 1 8**

牛個体識別全国データベースの記録の修正等に関する手続（平成２２年３月１日付け２１独家セ第１６３５号）第３条第３項の規定により，他の管理者が届け出た事項について記録の誤りがあるのでその誤りを証する書類を添付し申し出ます。

記

1の項目に個体識別番号を記入し、2の該当する項目(※)に○を付け、「誤った記録」の欄に誤った記録を記入し、「正しい記録」の欄に正しい記録を記入してください。
※該当する項目が無い場合は「8その他」に○を付け、(　)に修正内容を記入してください。

1　記録の誤りがある牛の個体識別番号

9	2	7	2	7	2	7	2	7	1

2　記録の誤り内容（該当する項目に○を付ける。）

１生年月日　２雌雄の別　３母牛個体識別番号　(4)種別
５転入日　６転出日　７死亡日　８その他(　　)

正しい記録	誤った記録
交雑種	**ホルスタイン種**

3　連絡先（電話番号、ＦＡＸ番号、Ｅメールアドレス）

TEL　0248-25-2618

問い合わせをさせていただくことがありますので、連絡可能な連絡先をご記入ください。

4　正しい内容を証す書類（必ず添付すること）

授精証明書　　1　部

５その他　**4の項目に、添付する証拠書類の種類と部数を記入して下さい。**
他の管理者が届け出た事項を修正請求する場合は、証拠書類の添付が必要です。
※証拠書類とは、子牛登記証明書・登録証明書・授精証明書・種付証明書・受精卵移植証明書　等になります。

（日本工業規格Ａ４）

イ　パソコンによる方法

（パソコン報告の操作方法については、こちらで操作マニュアルをご覧ください。）
→　https://www.id.nlbc.go.jp/pc/help.html

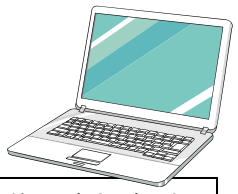

(ｱ) 主な特徴

① パソコンでの届出（報告）に必要な初期登録を行っていれば、ご自身で届出された内容に限り修正請求が可能です。
② 請求の当日または翌日に修正を行います（土・日・祝日の場合は、休日明けに修正を行うため日数がかかります）。
③ 家畜個体識別代行報告システムの利用手続を行い、代行報告した届出内容を修正請求することも可能です。
④ 記録の修正が完了すると、電子メールでお知らせします。

(ｲ) 利用方法・注意すべき事項など

① 他の牛の管理者（農家）が行った届出の修正はできません。
② 受付を行ってから修正するまで、数日間を要することがあります。
特に、修正内容に矛盾等ある場合は、修正ができない場合もあります。
③ 修正内容の確認のため、問い合わせをさせていただくことがあります。
④ 法施行前（H15.12.1以前）の出生の修正請求については、パソコンで受付することができない場合があります。その場合、郵送のみの受付となりますのでご了承ください。

Ⅰ.メニュー画面

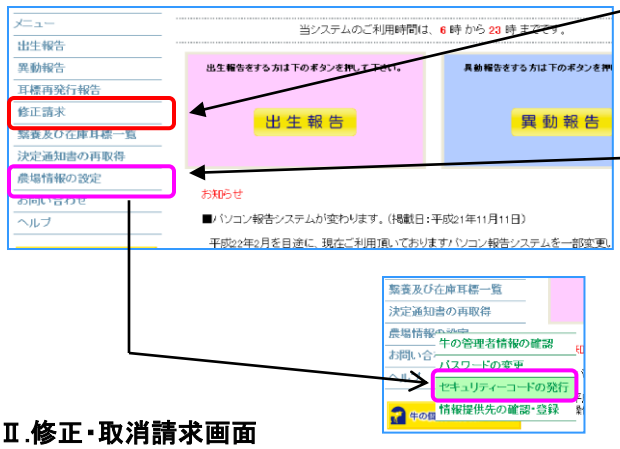

1. メニュー「修正請求」より修正画面へ進みます。事前に「農場情報の設定→セキュリティーコードの発行」よりセキュリティーコードを取得しておく必要があります。

【参考】 セキュリティーコードの取得方法

①メニュー「農場情報の設定」にカーソルを合わせます。

②「セキュリティーコードの発行」をクリックします。

③「発行する」ボタンをクリックすると、登録されたメールアドレスへセキュリティーコードが送られます。

（注意）セキュリティーコードの発行は何度でも行えますが、発行の都度、自動で変更されます。常に最新のセキュリティーコードをお使いください。

Ⅱ.修正・取消請求画面

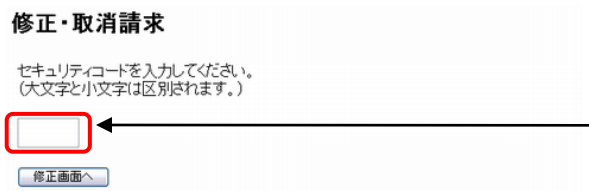

2. セキュリティーコードを入力し、「修正画面へ」をクリックします。
セキュリティーコードは、全て半角で、英文字＋数字＋英文字＋数字の4桁です（英文字は大文字小文字を区別します）。メールで届いたセキュリティーコードをコピー&貼り付けすると確実です。

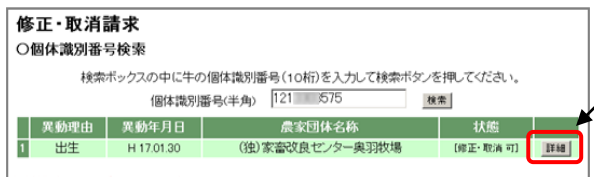

3. 個体識別番号を検索すると、履歴が表示されます。「詳細」ボタンがある履歴のみ修正が可能です。
修正する場合は修正入力後「修正」をクリック、取消する場合は「取消」をクリックし手続をお願いします。

（４）受付から修正・取消までの日数

ア　郵送の場合：受付後１～４日後

基本的には、修正請求書が（独）家畜改良センター個体識別部に到着した当日又は翌日に修正を行います。しかし、修正内容によっては本人に確認を求める場合があり、また、別紙２の場合は届出を行った牛の管理者（出生農家等）に確認を行いますので、修正するまで数日間かかることがあります。

イ　パソコンからの場合：当日～翌日

（独）家畜改良センターが休日の日（土曜・日曜・祝日など）に申出（請求）を行った場合は、休日明けに修正内容の確認を行い、修正を行います。

なお、郵送の場合と同様、修正内容によっては本人に確認を求める場合があり、修正するまで数日間かかることがあります。

（５）修正請求があった場合の確認依頼書

他の牛の管理者（農家）が届出を行った内容の修正の場合は、届出を行った牛の管理者（農家）に対して（独）家畜改良センターから、FAX又は郵送により確認依頼書（別紙３）を送付し、修正内容の確認をお願いしています。

下記の「別紙３」が届いた場合は、内容確認の上、必要事項を記入し至急（独）家畜改良センター個体識別部あてＦＡＸ又は郵送していただきますようお願いします。

ご返答がないと修正することができませんので、必ずご返答をお願いします。

記入例

この様式「別紙3」が届いた場合はお手数ですが、必要事項を記入し、家畜改良センターあてにFAX又は郵送して下さい。

別紙３（第３条第４項関係）

平成　　年　　月　　日

牛個体識別台帳の記録の確認依頼及び届出書

西郷　太郎　　様

〒961-8511　福島県西白河郡西郷村大字小田倉字小田倉原1番地
独立行政法人家畜改良センター個体識別部
電　話　　０２４８－４８－０５９６
ＦＡＸ　　０２４８－４８－０５８１

貴殿から届出があった事項について、牛個体識別台帳の記録に誤りがある旨の申出がありました。下記内容及び添付しました証拠書類をご確認の上、平成　　年　　月　　日までにＦＡＸ（又は郵送）にて返信していただきますようお願いいたします。

記

1　確認依頼内容

牛個体識別番号 9272727271	現在の記録	他の管理者から 申出のあった記録
生　年　月　日	**平成２２年２月１日**	
雌　雄　の　別	**オス**	
母牛個体識別番号	**9171717175**	
種　別	**ホルスタイン種**	**交雑種**
異動(転入・転出・死亡)年月日		
そ　の　他		

2　記録の確認および届出について(a、ｂまたはｃのいずれかに○をつけてください。)

a.　現在の記録が正しい内容です。
b.　他の管理者から申出のあった記録が正しいと確認できました。
c.　確認できないが、申出内容に異議はありません。

1の項目を確認し、2の項目a,b,cのいずれかに○を付けてください。

※上記ｂまたはｃに同意された（○を付けた）場合、以下についても同意があったものといたします。

現在の記録を取り消すとともに、他の管理者から申出のあった記録について、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別処置法（平成１５年法律第７２号）第８条、第１１条及び第１３条に基づき届け出ます。

3　管理者の氏名又は名称及びコード番号

氏名、農家コードをご記入ください。

コード番号　0248480596
氏名又は名称　**西郷　太郎**

問合せ番号　2010.03.01-1
証拠書類番号　**授精証明書第1111111号**

平成　　年　　月　　日
（日本工業規格Ａ４）

●注意すべき事項

① 修正請求を受理できない場合

農家コード及び個体識別番号の修正は行っていませんので受理できません。
また、修正請求書に未記入や不明な点（誤り）がある場合も受理できません。
このように、修正請求書を受理できない場合は、請求者にご連絡します。

② 修正請求の処理結果について

現在、パソコンからの修正請求以外は、修正請求の手続が完了した旨の連絡を行っていません。
（独）家畜改良センターの「牛の個体識別情報検索サービス」の画面によって、自分の行った修正の確認をしていただきますようお願いします。

③ 地域センターによる修正について

個体情報（生年月日、種別、性別、母牛の個体識別番号）については、農林水産省 地域センターでも修正が可能ですので、お急ぎの方は地域センターにご相談ください。
（最寄りの農林水産省 地域センター連絡先：https://www.id.nlbc.go.jp/data/moyori.html）

不明な点等がありましたら、最寄りの農林水産省 地域センター、又は、
（独）家畜改良センター個体識別部（TEL（186）0248-48-0596、E-Mail：id@nlbc.go.jp）へご連絡ください。

本マニュアルに関する注意事項

● 本マニュアルに掲載しております内容は、今後、変更される場合があります。最新の内容については、「牛の個体識別情報検索サービス」のホームページにてご確認いただくか、(独)家畜改良センター個体識別部までお問い合せください。

「牛の個体識別情報検索サービス」のホームページはこちら。

→　https://www.id.nlbc.go.jp/

お問い合せ先:　**(独) 家畜改良センター個体識別部**

TEL　(186) 0248-48-0596

E-Mail : id@nlbc.go.jp

耳標配布に関することは、補助事業の事業実施主体にお問い合せください。

お問い合せ先:**(一社)家畜改良事業団　情報分析センター　家畜個体識別センター**

TEL　(186) 0248-48-0592

～ 日本の畜産　改良と技術で育てます ～

『牛トレーサビリティ制度　農家向けマニュアル』

（平成26年度　改訂）

独立行政法人　**家畜改良センター　個体識別部**
住所　〒961-8511　福島県西白河郡西郷村大字小田倉字小田倉原1番地
TEL（0248）48-0596
ホームページ URL　https://www.id.nlbc.go.jp/